

5 年 保 存
平成35年3月31日満了

F N o . - 01010802

崎 務 (被) 第 3 5 号

平 成 3 0 年 3 月 3 0 日

各 所 属 長 殿

警 務 部 長

犯罪被害給付対象事案に対する適正な事務処理の推進について（依命通達）

犯罪被害給付対象事案の事務処理については、これまで、「犯罪被害給付対象事案に対する適正な事務処理の推進（依命通達）」（平成29年9月11日付け崎務（被）第167号。以下「旧依命通達」という。）により運用してきたところであるが、この度、「犯罪被害者給付制度事務処理要領の改正について（平成30年3月30日付け警察庁丙給厚発13号）により「犯罪被害給付制度事務処理要領」が改正されたことから所定の見直しを行い、平成30年4月1日から施行することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧依命通達は、同年3月31日限りで廃止する。

記

1 対象事案の管理

警察署長は、対象事案の管理を明らかにするため、「犯罪被害給付対象事案管理簿」（別記様式第1号）を作成すること。

2 教養、広報の徹底

警察署長は、被害者支援要員を始めとする全署員に対し、制度の内容等に関する教養を徹底するとともに、県民への広報を徹底して制度の周知を図ること。

3 裁定申請の相談、受付

警察署において、犯罪被害者等から裁定の申請に係る相談を受けた場合は、警務部警務課犯罪被害者支援室（以下「被害者支援室」という。）との連絡を密にして誤教示等の防止に努めるとともに、犯罪被害者等から裁定の申請を受けた場合は、提出を受けた申請書類及び添付書類を被害者支援室に送付すること。

4 報告

警察署長は、教示の日時、教示を行った者、その状況等についての記録化を徹底するとともに、教示結果については、「犯罪被害給付対象事案教示結果報告書」（別記様式第2号）により、その都度、警務部警務課長に報告すること。

5 運用上の留意事項

(1) 対象事案の把握

対象事案の把握に当たっては、被害者支援室、本部事件主管課及び警察署が連携を図り、支給対象事案又はその可能性があると思料される事案について、把握漏れがないように確実な把握を徹底すること。

特に、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「法」という。）第10条第3項で定める犯罪被害者等給付金の裁定の申請期間の特例により、同条第2項の申請期間を経過した場合であっても、申請ができることがあることに留意すること。

(2) 教示の徹底

ア 教示の原則

教示は、原則として行うものとし、例外的に教示を行わないのは、法第9条の規定による額の最高額を上回る額の他の公的給付や加害者等からの損害賠償を受領していることが明らかな場合や犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和55年国家公安委員会規則第6号）第10条第1項に規定する特段の事情が全く認められない場合など、犯罪被害者等給付金が不支給となることが明らかな場合に限られることに留意すること。

イ 適切な教示

個々の事案の軽重、犯罪被害者等の置かれた状況等に十分に配慮し、適切な教示の実施時期、方法、内容等を検討すること。

ウ 教示に当たっての留意点

既に他の公的給付や加害者等からの損害賠償を受領している場合であっても、受領した額と法第9条の規定による額との多寡が明らかでない場合は、教示を行うこと。

また、犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者との間に親族関係がある場合であっても、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則（平成30年国家公安委員会規則第6号）により、

- 婚姻を継続し難い重大な事由が生じていた場合
 - 当該親族関係が破たんしていたと認められる事情がある場合又はこれと同視することが相当と認められる事情がある場合
- など、支給されるケースが多くなったことに留意し、誤りなく教示すること。

(3) 適正な業務管理

対象事案が遺漏なく把握され、かつ、教示が適切な時期、方法、内容等でなされているかについての業務管理を徹底すること。